

○財務省告示第三百五十七号
個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に
基づき、平成二十四年十月十五日に発行した個人
向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年十一月六日

財務大臣 城島 正光

一	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・十年）（第四十回）
二	発行の根拠 法律及びそ の条項	東日本大震災からの復興のため の施策を実施するために必要な 財源の確保に関する特別措置法 （平成二十三年法律第百十七号 ）第六十九条第四項
三	振替法の適 用等	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。の規 定の適用を受けるものとし、そ の振替機関は日本銀行とする。
四	発行額	額面金額で二千九十億二千四百 十四万円
五	最低額面金 額	一万円
六	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
七	発行日	平成二十四年十月十五日
八	発行価格	額面金額百円につき百円
九	初期利子の 適用利率	年〇・五三パーセント

十 第二期以後
の 利子の適
用 利率

年当たり、各利払期における利
子計算期間開始日前行われた、
発行から償還までの期間が九年
五か月超の十年利付国債の直近
における入札（当該開始日の属
する月に行われた入札を除く。
）の結果に基づき算出された複
利率。ただし、 0.66 を乗じた
五パーセントを下回るときは、
その率は 0.05 パーセントと
する。

十一 初期利子

平成二十五年四月十五日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十三号において規定
する期日について同じ。）。

$$\text{償付金額} \times \frac{0.53}{100} \times \frac{1}{2}$$

十二 第二期以
後の利子

毎年四月十五日及び十月十五日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子として、次の算式により算
出した金額を支払う。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{第十号に規定する第二期以後の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三 償還期限
十四 償還金額

平成三十四年十月十五日
額面金額百円につき百円

十五
十六
十七

払込期日
払込場所
中途換金
の取扱い

平成二十四年十月十五日
日本銀行の本店又は支店
中途換金の買取りは、平成二十
五年十月十五日以後において行
うこととし、その買取金額は、
次の区分に応じ、それぞれの算
式により算出した金額とする。
(一) 平成二十五年十月十五日か
ら平成二十六年四月十五日前
までの間の場合

当座預金 + 貯蓄預金に相当する
金額 - (買取日の直前
の利子支払期に支払われた利
子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ +
その直前の利子支払期に支払
われた利子に相当する金額 \times
 $\frac{79.685}{100}$ - 受入経過利子に相
当する金額)

なお、受入経過利子に相当する
金額は、次の算式により算出し、
その算出結果に円未満の端数が
生じた場合には切捨てとし、一
円に満たない場合には一円とす
る。ただし、受入経過利子に相
当する金額は、個人向け国債の
発行等に関する省令(平成十四
年財務省令第六十八号)第四条
第十二項に規定する受入経過利
子が発生しない銘柄については
零とする(次号において同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.53}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日
から発行日までの日数

$$\times \frac{365}{\text{日数}}$$

(二) 平成二十六年四月十五日以後の場合

$$\begin{aligned} & \text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100}) \\ & + \text{その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} \end{aligned}$$

十八 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにその相続人が又はその居住する市町村（特別区を含む）、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二年の第十九条第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかつたときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十五

